

スピノフ時における新規上場日の見直し

- 現状、スピノフにより独立した会社（スピノフ対象会社）は、その**効力発生日以後に上場**
 - スピノフ元の会社（スピノフ元会社）における**権利落ち日から2営業日の期間**が空くことから、スピノフ元会社の株主が**スピノフ対象会社の株式の価格変動リスク**を負う等の課題が見られる
- ▼
- **スピノフ元会社における権利落ち日からスピノフ対象会社を上場可能とするため、所要の制度整備を実施**（上場審査基準の形式要件の判定基準日の見直し、効力発生日より前の当日決済取引の禁止）

（参考）スピノフ上場の流れ

